# 第5編 安心して安全に暮らせています

〔大 綱〕

## 第１章 事故や犯罪のないまち

地域と一体となって、交通事故や犯罪などの未然防止に努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組みを推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

## 第２章 災害に強いまち

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

## 第３章 消防・救急・救助体制の充実したまち

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

## 第４章 必要なときに必要な医療が受けられるまち

市民が心身ともに安心して快適に生活をすることができるよう、必要なときに必要な医療が受けられるまちを目指します。

## 第５章 安心安全な水があるまち

市民がいつでも、どんなときでも安心して良質な水を飲むことができるまちを目指します。

## 第６章 消費者及び利用者が安心して暮らせるまち

市民の生命、身体及び財産が守られ、衛生的な環境のもと安心安全に暮らせるまちを目指します。

# 第1章 事故や犯罪のないまち

## 基本方針

地域と一体となって、交通事故や犯罪などの未然防止に努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組みを推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのために、警察や交通安全協会等の関係機関、団体と連携しながら、交通安全運動を展開するとともに、安全で安心な交通環境の整備を図ります。また、市、警察等の行政機関、関係団体、地域、事業者等が一体となって全市的な防犯、暴力団排除の取組みを推進します。

| 成果指標 | 現状値（平成27年末実績） | 目標値（平成31年末） |
|---|---|---|
| 市内の交通事故発生件数 | 722件 | 539件 |
| 市内の刑法犯認知件数（警察において発生を認知した事件数） | 1,248件 | 1,106件 |

## 現況と課題

- 近年、交通事故死亡者の半数以上が高齢者となっています。また、全国的に飲酒運転による事故や、通学中の児童等が被害に遭う事故、自転車による重大事故等が発生しています。そのため、交通安全意識やモラル・マナーの向上などの推進が必要です。特に高齢化が進んでいる本市においては、高齢者への対応が必要となっています。

- 本市では、交通事故防止に向けて、道路改良などの道路交通環境の改善を図り、交通安全対策の推進に努めています。今後も地域や警察などと連携しながら、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

- 地域への関心の希薄化など住民意識の変化の中にあって、住民の安心安全な暮らしを確保するためには、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会や子ども見守り隊などの地域の自主防犯活動をさらに充実させることが課題となっています。そのため、市民への防犯意識の啓発や防犯活動団体に対する支援等が必要です。

- 犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるため、大牟田保護区保護司会をはじめとするボランティアによって活動が進められていますが、メンバーの高齢化等により後継者不足が懸念されます。今後も引き続き、ボランティア活動を支援していく必要があります。

- 本市には、指定暴力団の本部事務所があり、市民の安全が脅かされています。そのため、警察、関係団体、市民、事業所等が連携・協力し、暴力団排除条例や警察との協定に基づき、暴力団排除の全市的な取組みを引き続き行う必要があります。

## 施策推進の視点

### 視点１ 交通安全対策の推進

交通事故をなくすため、交通安全県民運動や年齢、対象者に応じた交通安全教室の開催等による啓発活動及び交通安全施設など交通環境の整備を通して、高齢者をはじめとする交通弱者の安全に重点を置いた取組みを推進します。

### 視点２ 防犯活動の充実

犯罪被害を未然に防止するため、警察や大牟田地区防犯協会、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする防犯活動団体などと連携し、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進を図ります。

また、大牟田保護区保護司会をはじめとするボランティア活動を支援します。

### 視点３ 暴力団排除の推進

暴力団排除条例に基づき、警察や大牟田地区防犯協会、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体、地域、事業所等との連携・協力により、暴力団排除に取り組むとともに、さらなる全市的な安心安全意識の醸成に努めます。

**主な事業**

- 交通安全啓発･対策事業
- 安心安全まちづくり推進事業
- 暴力団排除意識啓発推進事業

暴力団追放市民総決起集会

# 第2章 災害に強いまち

## 基本方針

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのために、市民の防災意識や地域における防災力の向上と、防災対策の充実に努めます。

| 成果指標 | 現状値（平成26年度末） | 目標値（平成31年度末） |
|---|---|---|
| 災害に対し何らかの備えをしている市民の割合 | 24.3% | 30.0% |

## 現況と課題

●防災・減災を進める上で、災害情報を多くの市民へ迅速に伝えるため、情報伝達手段の多様化を図る必要があります。

●各校区の安心安全まちづくり推進協議会が中心となって、地域の防災訓練等が実施されています。今後は、災害の種類や地理的条件に応じた取組みを充実させる必要があります。

●国内における過去の大規模な災害では、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が、多く犠牲となっています。本市でも要配慮者の支援体制づくりが必要です。

●本市では、指定避難所(※1)、自主避難所(※2)、指定緊急避難場所(※3)を指定していますが、要配慮者のための福祉避難所(※4)の指定の拡充も図っていく必要があります。

●大規模災害時に備え、計画的に食糧や生活必需品等の災害物資を確保しておく必要があります。

●災害発生時においては、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称：国民保護法）に基づき、市民の安全を確保する取組みも必要です。

●近年、短時間に、局地的な大雨が発生する中、急な河川の増水等による浸水被害が生じている地域があり、被害の軽減を図るための対策が求められています。また、市内には急傾斜地や崖など土砂災害を引き起こしやすい地形の箇所が多数あり、被害を未然に防ぐための対策も必要となっています。

●建築物の耐震化は、人的被害の軽減のみならず、倒壊による道路の閉塞を防止し、避難及び支援物資の輸送の面で、道路機能を確保するためにも重要です。本市でも、平成25(2013)年11月に施行された改正耐震改修促進法を踏まえ、市民の意識啓発を図りながら、さらなる耐震化の促進が必要となっています。

（※1）市が避難勧告等を発令した場合に開設する、一定期間滞在する場としての避難所。
（※2）台風の接近などに伴い、自主的に避難する人のために開設する避難所。
（※3）洪水、土砂災害、地震等の災害の種類ごとに指定される、緊急の、一時的な避難場所。
（※4）要介護認定を受けた高齢者、障害者などの要配慮者のための避難所。

## 施策推進の視点

### 視点１ 地域の防災力の向上

市民が円滑な避難行動を行うため、避難勧告等をはじめとする災害情報の伝達手段の多様化を図るとともに、ハザードマップ等を配布し、あらかじめ危険な場所を周知します。また、地域の防災力向上に向け、地域の特色に応じた防災訓練の開催を支援するとともに、市民の防災意識の高揚に努めます。

### 視点２ 防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、関係機関や近隣自治体等との連携を進め、災害への対応力を高めます。

また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、福祉避難所の指定拡充にも努めます。

### 視点３ 防災基盤の強化

河川の改修や、雨水を排除する下水道施設及び都市下水路の整備を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に努めます。

また、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策等をはじめとした防災基盤の強化に努めます。

### 視点４ 建築物の耐震化の促進

建物所有者に対し、耐震診断や改修に関する情報提供を行い、市民意識の啓発を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。

**主な事業**

- 地域防災力強化事業
- 防災・減災推進事業
- 手鎌南川河川改良事業
- 公共下水道白川排水区整備事業（第１期）

市総合防災訓練

# 第3章 消防・救急・救助体制の充実したまち

## 基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

そのため、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組みを推進します。

| 成果指標 | 現状値（平成26年度末） | 目標値（平成31年度末） |
|---|---|---|
| 消防団員数 | 644人 | 700人 |

## 現況と課題

●本市では、高齢者の増加とともに、災害時に配慮を要する福祉施設などが年々増加しています。そのため、一般住宅の防火対策の推進とあわせて、火災予防対策の充実を図っていく必要があります。

●本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等で一旦災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。

●高齢者の増加などにより、本市の救急出動件数は年々増加しています。将来の救急需要に適切に対応するため、救急隊の技能向上とあわせて出動体制の強化が求められています。また、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに救急車の適正利用の啓発についても継続的に推進していく必要があります。

●消防団は地域防災力の中核として欠かすことのできない存在ですが、近年、団員確保が困難な状況となっています。そのため、消防団協力事業所表示制度(※1)の拡充をはじめ、様々な活性化策を推進し、消防団の充実・強化を図っていく必要があります。

●消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能等が十分に発揮できるよう、計画的に更新又は整備を行っています。しかしながら、訓練施設については一定の確保はできているものの、より災害現場に即した総合的な訓練が実施できるよう整備を図っていく必要があります。

●平成28(2016)年4月より、筑後地域8消防本部（久留米、大牟田、柳川、八女、筑後、大川、甘木朝倉、みやま）合同による通信指令業務(※2)の共同運用が開始されます。今後は、共同運用の利点を活かしながら、近隣自治体との広域連携をさらに推進していく必要があります。

（※1）従業員を消防団に入団させ、その活動に協力する事業所を称え、表示する制度
（※2）119番通報の受信、発生場所の特定、出動部隊の編成及び指令等の業務

## 施策推進の視点

### 視点１ 火災予防対策の充実

火災やその他の災害を未然に防止するため、防火対象物や危険物施設の防火・防災管理を強化するとともに、住民や事業所等との連携による予防活動の推進や防災意識の啓発を図ります。

### 視点２ 災害活動体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、火災防ぎょ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して対応力を向上させるとともに、災害活動体制の充実を図ります。

### 視点３ 救急体制の充実

医療機関との連携を図るとともに、救急救命士法改正に伴う処置範囲拡大への対応を行い、救急業務に携わる職員への教育に努めるなど、救急体制の充実を図ります。また、継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐための予防救急を推進します。

### 視点４ 消防団の充実・強化

団員確保のため、若い世代への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者についても、入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、団員の安全確保のため、装備の充実に努めるとともに、知識と技術の向上を図ります。

### 視点５ 消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両及び施設等の整備に努めます。さらに、耐震性防火水槽の整備を行い、消防水利の充実を図ります。

### 視点６ 広域連携の推進

大規模災害に備え、近隣自治体との協力関係を深化させ、迅速な相互応援体制の確立をはじめ、様々な分野で広域連携の推進を図ります。

**主な事業**

- 住宅防火対策事業
- 応急手当普及啓発事業
- 消防団員加入促進事業

消防出初式 消防訓練 救出救護訓練

# 第4章 必要なときに必要な医療が受けられるまち

## 基本方針

市民が、心身ともに安心して快適に生活をすることができるよう、必要なときに必要な医療が受けられるまちを目指します。

そのために、医療と保健、介護、福祉の連携を基盤とし、市民の健康を守る地域医療の充実に努めます。また、地方独立行政法人大牟田市立病院が地域の急性期病院としての役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。

| 成果指標 | 現状値（平成26年度末） | 目標値（平成31年度末） |
|---|---|---|
| 平日時間外・休日急患体制の維持 | 100% | 100% |

## 現況と課題

●慢性的な疾病や複数の疾病を抱える高齢者の増加が見込まれる中、急性期医療及び慢性期医療を担う地域の病院、そして、かかりつけ医として日常の医療や在宅医療を担う診療所が、それぞれの機能や役割を分担して、お互いに連携しながら地域全体で医療を提供する「地域完結型医療」への転換が求められています。そのためには、医療機関の医療機能の分化・連携、在宅医療の充実等に向けた取組みを進め、医療と保健、介護、福祉の連携を図る必要があります。

●休日急患対策では、現在、一次救急医療から二次救急医療までのそれぞれが医療機能に合わせた的確な対応を行っています。また、小児急患対策については、大牟田医師会が中心となり、平日時間外小児急患診療対策を実施しています。しかしながら、今後は、医師の高齢化、小児科医や産科医などの専門医不足により、急を要するときの必要な体制が取れなくなることが懸念されます。

●地方独立行政法人大牟田市立病院においては、医療環境の変化に的確に対応しながら、地域の医療機関及び市と密に連携し、地域医療水準のさらなる向上を図り、地域の中核病院としてより安心安全な医療の提供と患者サービスの向上を目指していく必要があります。

●感染症、食中毒、医薬品、飲料水等の原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防・拡大防止と医療の確保のため、緊急時にどのように対応すべきか検討しておく必要があります。また、日頃から医師会、消防、警察等との連絡・協議体制を確保し、情報交換等を行うことで、体制の維持強化を図ることが必要です。

## 施策推進の視点

### 視点１ 地域保健医療の推進

医療と保健、介護、福祉の連携を基盤とし、地域医療構想を盛り込んだ福岡県保健医療計画等を推進し、市民の健康を守る地域医療の充実に努めます。

また、平日時間外小児急患診療体制や休日急患体制の維持を図り、医療の確保に努めます。

### 視点２ 地域医療支援の充実

地域医療支援病院である地方独立行政法人大牟田市立病院が、がん診療、救急医療、母子医療をはじめ、急性期医療を担う地域の中核病院として必要な質の高い医療を提供し、市民や地域の医療機関から信頼される病院となるよう支援します。

### 視点３ 健康危機管理体制の充実

感染症や食中毒等による重大な健康被害の発生の際に、市民の健康と安全の確保、拡大の防止など、迅速かつ適切に対応するための健康危機管理体制の充実を図ります。

**主な事業**

・かかりつけ医･かかりつけ薬局等普及啓発事業

・救急医療及び平日時間外小児診療体制整備事業

地方独立行政法人大牟田市立病院

# 第5章 安心安全な水があるまち

## 基本方針

市民がいつでも、どんなときでも安心して良質な水を飲むことができるまちを目指します。

そのために、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靭」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定運営を目指します。また、水道水への信頼を高め、水道事業への理解を深めてもらうため、情報の共有を進めます。

| 成果指標 | 現状値（平成27年度実績） | 目標値（平成31年度末） |
|---|---|---|
| 水道水をそのまま飲んでいる市民の割合 | 37.0% | 41.0% |

## 現況と課題

- 安全な水道水を供給するため原水から蛇口に至るまで一貫した水質管理が必要であり、水の安全に係るリスク低減の観点からも水質の管理が重要です。

- 本市の水道は創設以来100年近くが経過しています。老朽化した送配水管等は、にごり水等水質悪化の要因となることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。

- 本市の長年の懸案であった市水道と旧三池炭鉱専用水道の一元化が完了しました。今後は、計画的な市の水道管への給水装置の付替えが必要です。

- 水道事業運営の根幹である水需要は、人口の減少や節水意識の浸透等により、今後も減少傾向が見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。施設の適切な維持管理はもとより、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備や水運用を行う必要があります。

- 水道事業への市民理解を深め、将来にわたり持続的な水道サービスを提供していく上では、利用者である市民へ水道事業に関する情報提供を積極的に行うとともに、市民とのコミュニケーションを図ることが重要です。

## 施策推進の視点

### 視点１　安全で確実な水の供給

徹底した水質管理を行い、安全で良質な水道水を供給します。

また、将来の水需要を適切に見込んだ水道施設の整備や、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行うとともに、水道一元化による給水装置の付け替えを計画的に進め、確実な水の供給に努めます。

### 視点２　持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、将来における水道のビジョンを明確化するとともに、水道事業について市民理解が得られるよう、情報を発信し、共有化を図ります。

**主な事業**

- 老朽管更新事業
- 配水池更新事業
- 水道施設設備更新事業

ありあけ浄水場

# 第6章 消費者及び利用者が安心して暮らせるまち

## 基本方針

市民の生命、身体及び財産が守られ、衛生的な環境のもと安心安全に暮らせるまちを目指します。

そのために、消費者である市民が、安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する啓発や消費生活相談の充実・強化を図ります。また、食品による健康被害の未然防止及び生活衛生の向上を図ります。

| 成果指標 | 現状値（平成26年度末） | 目標値（平成31年度末） |
|---|---|---|
| 消費生活センターの認知度 | 58.1% | 65.0% |
| 衛生講習会参加者数 | 1,173人 | 1,300人 |

## 現況と課題

- 本市における消費生活に関する苦情・相談件数は増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。消費者問題については、消費者だけで被害回復を図ることには限界があり、それらに適切に対応し、解決支援のために消費生活相談に応じることが必要です。また、相談員の資質向上を図ることが重要です。

- 全国的な消費者被害の増加とともに、消費者が被害を相談することもできず、泣き寝入りするケースも少なくありません。消費者自身が正しい知識を持って、被害の未然防止や、被害に遭った場合は適切に対処できるようになることが重要です。また、高齢者世帯が多い本市では、消費者トラブルの未然防止や早期発見のために、地域と連携した見守りが重要です。

- 近年、ノロウイルスによる大規模食中毒や腸管出血性大腸菌による死亡事件など、食品に起因する重大な事案が発生し、食品の安全性に対する消費者の関心が高まっています。市民が安心して安全な食生活を送ることができるよう、食品取扱施設への立入検査や食品の検査、情報提供などにより事業者の衛生意識の向上を図る必要があります。

- 市民が衛生的な生活環境の中で暮らしていくためには、理容・美容所、クリーニング所など多くの市民が利用する生活衛生関係施設の衛生確保が必要不可欠です。特に入浴施設等でのレジオネラ症の発生は大きな問題になることが多く、その発生防止のためには検査や衛生管理が必要です。また、葬斎場は改築から30年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、安定した継続運営の検討が必要です。

## 施策推進の視点

### 視点１ 安心できる消費生活の推進

消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を行い、消費者被害の未然防止と被害回復につなげます。また、相談体制の充実や関係機関との連携を図ります。

### 視点２ 食品衛生対策の推進

市民が安心して安全な食生活を送ることができるよう、計画的な食品取扱施設への立入検査や食品検査の実施及び情報提供を行うことにより、食品関係事業者の自主的な衛生管理と意識の向上を図ります。また、食品等の安定的かつ高精度の検査を実施していくため、検査機器の更新、検査技術の向上など検査体制の充実を図ります。

### 視点３ 生活衛生対策の推進

多くの市民が利用する生活衛生関係施設への監視指導や衛生対策に必要な情報提供を行うことにより、施設設置者の衛生意識の向上を図るとともに、新たな検査項目への対応など検査体制の充実を図ります。

**主な事業**

- 消費生活センター事業
- 食品衛生対策事業
- 生活衛生対策事業

悪質商法対処法の出前講座

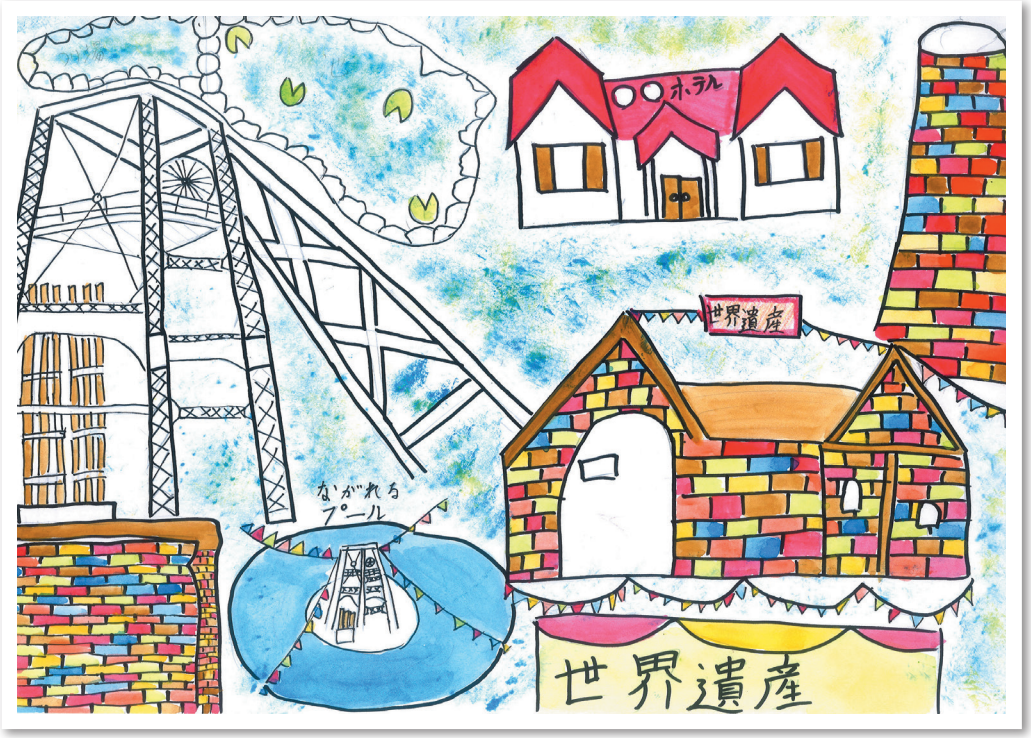


「ぼくたち、私たちが描く未来のまち・おおむた」入賞
駛馬北小学校６年　弓削飛翔さん　（平成26年度当時）